

全高長 第47号
平成23年7月4日

文部科学省初等中等教育局
局長 山中伸一様

全国高等学校長協会
会長 青山 彰
(公印省略)

公立義務教育諸学校の学級規模及び教職員配置の適正化について下記の通り
意見を述べます。

記

(1) 学級規模について

今回、「公立義務教育諸学校の学級規模及び教職員定数の標準に関する法律及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が公布・施行され、小学校1年生のみとはいえ学級編制の基準が35人以下に引き下げられたことは、児童に対するきめ細かな教育実践の観点から評価したいと思います。今後は、出来るかぎり速やかに小学校の他学年及び中学校への導入を望みます。

また、「都道府県教育委員会が定める学級規模の『基準』について、市町村教育委員会が『従うべき』とされている拘束性を緩め、『標準』としての基準とする」と定めたことについては、市町村で実施される教育に関する独自性を担保する面では評価したいと思います。その反面、都道府県が教職員の給与費を負担していくという観点から考えて、市町村に在住する住民相互間で居住地域による不公平感を醸成させないよう配慮することが必要であると考えます。

(2) 教職員定数改善について

学級編制基準が35人以下に引き下げられることに伴う定数増充当の速やかなる実施をお願いします。また、「小学校における『専門的な指導』及び『障害のある児童生徒に対する特別の指導』に対する加配事由の追加」についても評価します。

その他喫緊の課題である東日本大震災の被災地域への教職員加配については、検討会議途中においても、緊急提言の様な形により速やかな立案を望みます。

以上、同法律改正について意見を述べましたが、さらに高等学校教育に関わって意見を加えます。

平成20年度の学校基本調査によれば小学校の1学級当たりの平均児童数が25.6人、中学校の1学級当たりの平均生徒数が30.0人となっています。これは小・中学校においては、学年全体が40名の定数を超えた時点で直ちに学級増とされることから生じた数字であると判断しています。これに比べ高等学校では、入学選抜において倍率が生ずる限り、全ての学級で定員一杯の40人での授業が行われています。この意味で今後、35人以下の学級編制基準を速やかに高等学校に適用させるとともに、先駆的施策として、「習熟度別学級編成等に対応する教員」や「障害のある生徒に対応する教員」の加配定数を確実に配置措置することにより、生徒へのきめ細かな教育が可能になるよう、特段のご配慮をお願いします。